

包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び
北アイルランド連合王国との間の協定（日英 E P A）における
酒類の地理的表示の相互保護（追加）について

令和 6 年 2 月 27 日付で日英 E P A 附属書十四 - B の改正に関する外交上の公文の
交換が行われたことに伴い、次に掲げる酒類の地理的表示（G I）（日本側 8 産品、
英国側 10 産品）は、令和 6 年 2 月 29 日から、相互に保護されることとなります。

1. 日本側の酒類 G I

番号	名称 <small>（注 1）</small>	産地の範囲	酒類区分 <small>（注 2）</small>	（参考）翻訳の例
1	北海道	北海道	ぶどう酒	Hokkaido
2	灘五郷	兵庫県神戸市灘区、東灘区、芦屋市、西宮市	清酒	Nadagogo
3	はりま	兵庫県姫路市、相生市、加古川市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、宍粟市、加東市、たつの市、明石市、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町	清酒	Harima
4	三重	三重県	清酒	Mie
5	和歌山梅酒	和歌山県	その他の酒類	Wakayama Umeshu

6	利根沼田	群馬県沼田市、利根郡片品村、川場村、昭和村、みなかみ町	清酒	Tone Numata
7	萩	山口県萩市、阿武郡阿武町	清酒	Hagi
8	山梨	山梨県	清酒	Yamanashi

2. 英国側の酒類 G I

番号	名称 ^(注1)	産地の範囲	酒類区分 ^(注2)	(参考) 翻訳の例
1	English	英国	ぶどう酒	イングリッシュ
2	English Regional	英国	ぶどう酒	イングリッシュ・リージョナル
3	Herefordshire cider	英国	その他の酒類	ヘレフォードシャー・シードル
4	Herefordshire perry	英国	その他の酒類	ヘレフォードシャー・ペリー
5	Irish Potteen / Irish Poitín*	英国	蒸留酒	アイリッシュ・ポティーン / アイリッシュ・ポッチーン
6	Kentish Ale	英国	その他の酒類	ケンティッシュ・エール
7	Kentish Strong Ale	英国	その他の酒類	ケンティッシュ・ストロング・エール
8	Somerset Cider Brandy	英国	蒸留酒	サマセット・サイダー・ブランデー
9	Welsh	英国	ぶどう酒	ウェルシュ
10	Welsh Regional	英国	ぶどう酒	ウェルシュ・リージョナル

(注) 1 「酒類の地理的表示に関する表示基準」(平成 27 年 10 月国税庁告示第 19 号。以下「表示基準」といいます。) 第 9 項に基づき、地理的表示の名称の翻訳及び「種類」、「型」、

「様式」、「模造品」等の表現を伴い使用される場合も保護の対象となります。

- 2 表示基準第1項第4号に定める「酒類区分」を指します。
- 3 「英国」の表記は、「グレートブリテン及び北アイルランド連合王国」を指します。
- 4 「名称」欄及び「(参考) 翻訳の例」欄の「/」は、一つの地理的表示に対して複数の名称がある場合に、それぞれの名称を区分するために使用しています。
- 5 「*」は、北アイルランドを含むアイルランド島において生産された産品を対象とするものであることを示しています。